



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年4月30日金曜日 第1554号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 489
と畜場法施行細則の一部を改正する規則..... 489

告 示

自衛官の募集..... 489
自衛官の採用試験..... 490
字の区域の変更（伊予市）..... 490
新たに生じた土地の確認（中島町）..... 490
字の区域の変更（ " ）..... 490
救急病院の名称の変更..... 490
民生委員の定数の一部改正..... 491
指定試験機関の指定..... 491
指定居宅支援事業者の指定（7件）..... 491
指定居宅支援事業の廃止（3件）..... 493
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 494
村営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 494
市営土地改良事業の施行の同意..... 494
町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 494
解除予定保安林..... 495
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 495
公有水面埋立免許の出願..... 495
基本測量の終了の通知..... 498
道路の供用開始（県道大西波止浜港線）..... 499
道路の区域変更（県道石畳中山線）..... 499
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（3件）..... 499
開発行為に関する工事の完了..... 499
道路の位置の指定（2件）..... 499

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 500
愛媛県保育士試験の実施..... 500
改良普及員資格試験の実施..... 500

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 501

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 501

公営企業管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程..... 501

規 則

○愛媛県規則第33号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部

を次のように改正する。

別表1 1の項(2)イ中「2,468,000円」を「2,433,000円」に改め、同表3の項ウ(ア)の表中

円	円	円	円	円	円	を
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200	
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400	」

円	円	円	円	円	円	に改
17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200	
28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300	」

め、同項ウ(イ)の表中

円	円	を	円	円	に改め、同表
17,000	20,100		16,900	20,000	

6の項ウ中「525,000円」を「519,000円」に改め、同表9の項ウ中「189,000円」を「193,000円」に、「151,200円」を「154,400円」に改め、同表10の項(2)エ(ア)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表11の項イ中「138,500円」を「137,000円」に改める。

別表2 1の項(1)ア中「17,600円」を「17,400円」に改め、同項(1)イ中「12,100円」を「11,900円」に改め、同項(1)ウ中「11,600円」を「11,400円」に改め、同項(1)エ中「17,400円」を「17,200円」に改め、同項(1)オ中「20,900円」を「20,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第34号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の表県農えひめアイパックス株式会社と畜場の項と畜場名の欄中「県農えひめアイパックス株式会社と畜場」を「JAえひめアイパックス株式会社と畜場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第983号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第

118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行
男子(平成16年度第2次分)
平成16年5月10日(月)から
6月1日(火)まで

○愛媛県告示第984号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成16年6月6日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第985号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、伊予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘要
	字名	地番	
下三谷字牛ノ子	下三谷字北黒	1の1、1の2、3の2、3の6、6の2、6の4、7の1、7の2、7の4、7の6、8の5、13の4、15の2、15の3、16の1から16の4まで、23の2、23の4、23の5及び29の3	これに伴う道路、水路等を含む。
		字黒ノ元	
	字北十四	142の1から142の6まで、145の2、146の2、147の2、148の2、153の2及び168の1から168の3まで	
	字中十四	251の2、251の6から251の10まで、252の2、253の2、255の2、256の2、257の2及び259の2	
	字尊田	31の2及び35の2	
	字西雷	115の2及び115の5	
	字上牛ノ子	169の2	
	字四反地	241の4、241の8及び241の9	

○愛媛県告示第986号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積(平方メートル)
中島町大字饒甲219の1、甲220の1、甲220の2、甲226及び甲227の1の地先	645.29

○愛媛県告示第987号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積(平方メートル)
	区	域	
大字饒	中島町大字饒甲219の1、甲220の1、甲220の2、甲226及び甲227の1の地先	公有水面埋立地	645.29

○愛媛県告示第988号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称の変更の届出があった。
平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

名称		所在地	開設者名
変更前	変更後		
愛媛県立伊予三島病院	愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684番地の2	愛媛県

○愛媛県告示第 989 号

民生委員の定数（平成13年8月愛媛県告示第1416号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

表中	川之江市	85	を削り、	
	伊予三島市	87		
「	新宮村	14	を	「
	土居町	37		四国中央市
				西予市
				223
				166
」				」に改
め、	三瓶町	26		
	明浜町	18		
	宇和町	53	を削る。	
	野村町	43		
	城川町	26		

○愛媛県告示第 990 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により、指定試験機関を次のとおり指定した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称
社団法人全国保育士養成協議会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区富士見一丁目2番32号東京ルーテルセンタービル203号
- 3 指定年月日
平成16年4月1日

○愛媛県告示第 991 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100129135	四国中央市	四国中央市宮川四丁目6番55号	藤田勝志	身体障害者短期入所	身体障害者短期入所事業所豊寿園	四国中央市土居町津根2639番地	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 992 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300120116	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成16年 4月1日
38000300121114	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成16年 4月1日
38000300122112	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3678番地	平成16年 4月1日
38000300123110	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会野村支所	西予市野村町野村12号15番地	平成16年 4月1日
38000300124118	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会城川支所	西予市城川町下相938番地	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 993 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100131113	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	身体障害者居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成16年 4月1日
38000100132111	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	三好清教	身体障害者居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成16年 4月1日

38000100133119	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会明浜 支所	西予市明浜町高山甲 3678番地	平成16年 4月1日
38000100134117	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会野村 支所	西予市野村町野村12 号15番地	平成16年 4月1日
38000100135114	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会城川 支所	西予市城川町下相93 8番地	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 994 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200151111	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会本所	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	平成16年 4月1日
38000200152119	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会三瓶 支所	西予市三瓶町朝立1 番耕地360番地1	平成16年 4月1日
38000200153117	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会明浜 支所	西予市明浜町高山甲 3678番地	平成16年 4月1日
38000200154115	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会野村 支所	西予市野村町野村12 号15番地	平成16年 4月1日
38000200155112	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町 二丁目450番地	三 好 清 教	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人西予市 社会福祉協議会城川 支所	西予市城川町下相93 8番地	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 995 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300119118	社会福祉法人四国中 央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	村 上 勝 正	児童居宅介護	四国中央市社会福祉 協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 996 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100130117	社会福祉法人四国中 央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	村 上 勝 正	身体障害者居 宅介護	四国中央市社会福祉 協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 997 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200150114	社会福祉法人四国中 央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	村 上 勝 正	知的障害者居 宅介護	四国中央市社会福祉 協議会	四国中央市三島宮川 四丁目6番55号	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第998号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300075120	川之江市	川之江市金生町下分865番地	石津隆敏	児童デイサービス	川之江市心身障害児母子通園ホーム	川之江市金生町下分791番地の2	平成16年3月31日
38000300076128	伊予三島市	伊予三島市宮川四丁目6番55号	篠永善雄	児童デイサービス	伊予三島市立親子ホーム	伊予三島市三島宮川四丁目6番55号	平成16年3月31日
38000300035116	保内町	西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地	二宮通明	児童居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
38000300059116	社会福祉法人川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	村上基良	児童居宅介護	川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	平成16年4月1日
38000300061112	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川四丁目6番55号	篠永靖司	児童居宅介護	児童居宅介護伊予三島市社会福祉協議会ヘルパーセンター	伊予三島市宮川四丁目6番55号	平成16年4月1日
38000300040116	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	井伊敏郎	児童居宅介護	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
38000300030117	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	岡部忠幸	児童居宅介護	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	平成16年3月31日
38000300071111	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	三好清教	児童居宅介護	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	平成16年3月31日
38000300039118	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	大塚功	児童居宅介護	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	平成16年3月31日
38000300057110	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	河野泰成	児童居宅介護	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	平成16年3月31日

○愛媛県告示第999号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000100034111	保内町	西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地	二宮通明	身体障害者居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
38000100099130	宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央五丁目9番54号	篠永善雄	身体障害者短期入所	身体障害者短期入所事業所豊寿園	宇摩郡土居町大字津根2639番地	平成16年3月31日
38000100059118	社会福祉法人川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	村上基良	身体障害者居宅介護	川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	平成16年4月1日
38000100061114	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川四丁目6番55号	篠永靖司	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護伊予三島市社会福祉協議会ヘルパーセンター	伊予三島市宮川四丁目6番55号	平成16年4月1日
38000100038112	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	井伊敏郎	身体障害者居宅介護	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
38000100029111	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	岡部忠幸	身体障害者居宅介護	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	平成16年3月31日
38000100077110	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	三好清教	身体障害者居宅介護	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	平成16年3月31日
38000100037114	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	大塚功	身体障害者居宅介護	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	平成16年3月31日
38000100057112	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	河野泰成	身体障害者居宅介護	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1000号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200045116	保内町	西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地	二宮通明	知的障害者居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
38000200075113	社会福祉法人川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	村上基良	知的障害者居宅介護	川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865番地	平成16年4月1日
38000200077119	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川四丁目6番55号	篠永靖司	知的障害者居宅介護	身体障害者居宅介護伊予三島市社会福祉協議会ヘルパーセンター	伊予三島市宮川四丁目6番55号	平成16年4月1日
38000200049118	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	井伊敏郎	知的障害者居宅介護	社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
38000200041115	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	岡部忠幸	知的障害者居宅介護	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町大字高山甲3678番地	平成16年3月31日
38000200093116	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	三好清教	知的障害者居宅介護	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目450番地	平成16年3月31日
38000200048110	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	大塚功	知的障害者居宅介護	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町大字野村12号15番地	平成16年3月31日
38000200073118	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	河野泰成	知的障害者居宅介護	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町大字下相938番地	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市宇和町山田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・山田地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年5月6日から6月2日まで
- 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東古味地区）の施行に平成16年4月19日同意した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（農業用道路整備事業・東古味地区）の施行に平成16年4月19日同意した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1004号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小松地区）の施行に平成16年4月19日同意した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小藪地区）の施行に平成16年4月19日同意した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松野町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・豊岡地区）の施行に平成16年4月19日同意した。

平成16年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1007号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町皆江字コゴウラ 162 の15
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1008号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
小々々支流 割田川	右岸 北宇和郡三間町大字黒川423番地先から同町大字黒川383番地先まで 左岸 北宇和郡三間町大字黒川368番地先から同町大字黒川385番1地先まで
小々々支流 面田川	右岸 北宇和郡三間町大字黒川653番地先から同町大字黒川647番地先まで 左岸 北宇和郡三間町大字黒川652番地先から同町大字黒川648番地先まで

○愛媛県告示第1009号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び宇和島市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
宇和島市
宇和島市曙町1番地
代表者 市長 石橋 寛久
宇和島市栄町港二丁目4番14号
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
宇和島市遊子2009番11から同遊子2256番までの地先
公有水面
 - イ 区域
次の①点から⑨⑥点までを順次直線で結んだ線並びに⑨⑥点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子2009番2地先の市道に設置された金属錐）は、北緯33度12分26秒、東経132度27分42秒の地点

- ①点は、基点から真北236度56分32秒11.46メートルの地点
- ②点は、①点から真北130度53分39秒0.64メートルの地点
- ③点は、②点から真北134度23分13秒3.67メートルの地点
- ④点は、③点から真北219度51分26秒8.60メートルの地点
- ⑤点は、④点から真北309度52分16秒2.81メートルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北39度52分04秒2.00メートルの地点
- ⑦点は、⑥点から真北309度51分29秒18.19メートルの地点
- ⑧点は、⑦点から真北309度51分30秒20.00メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から真北307度46分51秒20.69メートルの地点
- ⑩点は、⑨点から真北307度10分38秒3.75メートルの地点
- ⑪点は、⑩点から真北214度29分41秒1.70メートルの地点
- ⑫点は、⑪点から真北304度10分15秒0.48メートルの地点
- ⑬点は、⑫点から真北33度47分20秒1.00メートルの地点
- ⑭点は、⑬点から真北301度41分23秒2.88メートルの地点
- ⑮点は、⑭点から真北209度38分16秒1.00メートルの地点
- ⑯点は、⑮点から真北298度18分55秒1.70メートルの地点
- ⑰点は、⑯点から真北27度03分04秒1.70メートルの地点
- ⑱点は、⑰点から真北291度00分45秒8.53メートルの地点
- ⑲点は、⑱点から真北278度36分34秒8.70メートルの地点
- ⑳点は、⑲点から真北266度01分57秒8.77メートルの地点
- ㉑点は、⑳点から真北261度58分22秒19.17メートルの地点
- ㉒点は、㉑点から真北260度14分03秒4.14メートルの地点
- ㉓点は、㉒点から真北265度47分21秒11.05メートルの地点
- ㉔点は、㉓点から真北277度50分26秒11.17メートルの地点
- ㉕点は、㉔点から真北289度47分18秒11.06メートルの地点

②⑥点は、②⑤点から真北 301 度47分08秒 11 .17 メートルの地点
 ②⑦点は、②⑥点から真北 307 度51分17秒1 22メートルの地点
 ②⑧点は、②⑦点から真北 217 度48分59秒1 .70メートルの地点
 ②⑨点は、②⑧点から真北 307 度51分27秒0 50メートルの地点
 ③⑩点は、②⑨点から真北37度48分46秒1 .00メートルの地点
 ③⑪点は、③⑩点から真北 306 度47分37秒2 .81メートルの地点
 ③⑫点は、③⑪点から真北 217 度50分54秒1 .00メートルの地点
 ③⑬点は、③⑫点から真北 305 度46分18秒1 .69メートルの地点
 ③⑭点は、③⑬点から真北35度26分16秒1 .70メートルの地点
 ③⑮点は、③⑭点から真北 303 度28分58秒9 39メートルの地点
 ③⑯点は、③⑮点から真北 298 度14分41秒 15 .63 メートルの地点
 ③⑰点は、③⑯点から真北 298 度08分05秒3 49メートルの地点
 ③⑱点は、③⑱点から真北 292 度15分34秒7 45メートルの地点
 ③⑲点は、③⑲点から真北 277 度15分46秒7 .10メートルの地点
 ④⑰点は、③⑲点から真北 261 度33分46秒7 46メートルの地点
 ④⑱点は、④⑱点から真北 245 度02分44秒7 80メートルの地点
 ④⑲点は、④⑱点から真北 234 度34分45秒2 .72メートルの地点
 ④⑳点は、④⑲点から真北 144 度19分50秒1 .70メートルの地点
 ④㉑点は、④⑳点から真北 234 度30分13秒0 50メートルの地点
 ④㉒点は、④㉑点から真北 323 度57分34秒0 .99メートルの地点
 ④㉓点は、④㉒点から真北 233 度56分33秒2 .79メートルの地点
 ④㉔点は、④㉓点から真北 143 度54分45秒0 99メートルの地点
 ④㉕点は、④㉔点から真北 233 度46分44秒1 .70メートルの地点
 ④㉖点は、④㉕点から真北 323 度45分33秒1 .70メートルの地点
 ④㉗点は、④㉖点から真北 233 度56分19秒 11 36 メートルの地点
 ④㉘点は、④㉗点から真北 231 度34分50秒 20 .00 メートルの地点
 ④㉙点は、④㉘点から真北 231 度03分38秒9 33メートル

の地点
 ④㉚点は、④㉙点から真北 234 度01分53秒 12 .65 メートルの地点
 ④㉛点は、④㉚点から真北 242 度10分37秒 12 .67 メートルの地点
 ④㉜点は、④㉛点から真北 245 度05分04秒 19 97 メートルの地点
 ④㉝点は、④㉜点から真北 246 度03分57秒7 84メートルの地点
 ④㉞点は、④㉝点から真北 257 度52分18秒3 08メートルの地点
 ④㉟点は、④㉞点から真北 270 度13分43秒3 94メートルの地点
 ④㊱点は、④㉟点から真北 276 度02分37秒6 95メートルの地点
 ④㊲点は、④㊱点から真北 275 度57分41秒 10 89 メートルの地点
 ④㊳点は、④㊲点から真北 185 度54分40秒1 .70メートルの地点
 ④㊴点は、④㊳点から真北 275 度37分05秒0 50メートルの地点
 ④㊵点は、④㊴点から真北 6 度15分23秒1 .00メートルの地点
 ④㊶点は、④㊵点から真北 276 度06分38秒2 80メートルの地点
 ④㊷点は、④㊶点から真北 185 度37分27秒1 .00メートルの地点
 ④㊸点は、④㊷点から真北 275 度56分40秒1 .70メートルの地点
 ④㊹点は、④㊸点から真北 5 度54分40秒1 .70メートルの地点
 ④㊺点は、④㊹点から真北 275 度57分15秒1 99メートルの地点
 ④㊻点は、④㊺点から真北 271 度16分19秒4 82メートルの地点
 ④㊼点は、④㊻点から真北 258 度03分10秒4 71メートルの地点
 ④㊽点は、④㊼点から真北 244 度49分33秒4 82メートルの地点
 ④㊾点は、④㊽点から真北 231 度35分49秒4 .72メートルの地点
 ④㊿点は、④㊾点から真北 227 度07分08秒 15 .01 メートルの地点
 ⑤⑰点は、④㊿点から真北 230 度25分55秒 10 .72 メートルの地点
 ⑤⑱点は、④㊿点から真北 231 度00分39秒 10 .67 メートルの地点
 ⑤⑲点は、④㊿点から真北 230 度48分47秒1 43メートルの地点
 ⑤⑳点は、④㊿点から真北 141 度03分06秒1 68メートルの地点
 ⑤㉑点は、④㊿点から真北 231 度05分07秒3 00メートルの地点

⑦9点は、⑦8点から真北 321 度03分50秒1.67メートルの地点

⑧0点は、⑦9点から真北 231 度03分40秒5.46メートルの地点

⑧1点は、⑧0点から真北 231 度00分08秒11.29メートルの地点

⑧2点は、⑧1点から真北 227 度00分26秒9.71メートルの地点

⑧3点は、⑧2点から真北 220 度29分32秒1.98メートルの地点

⑧4点は、⑧3点から真北 129 度23分39秒1.70メートルの地点

⑧5点は、⑧4点から真北 219 度07分58秒0.51メートルの地点

⑧6点は、⑧5点から真北 308 度47分13秒1.00メートルの地点

⑧7点は、⑧6点から真北 217 度11分15秒2.85メートルの地点

⑧8点は、⑧7点から真北 125 度35分58秒1.00メートルの地点

⑧9点は、⑧8点から真北 214 度36分22秒1.70メートルの地点

⑨0点は、⑧9点から真北 303 度38分33秒1.70メートルの地点

⑨1点は、⑨0点から真北 212 度11分41秒2.58メートルの地点

⑨2点は、⑨1点から真北 212 度05分34秒6.02メートルの地点

⑨3点は、⑨2点から真北 211 度47分15秒20.00メートルの地点

⑨4点は、⑨3点から真北 210 度45分25秒15.00メートルの地点

⑨5点は、⑨4点から真北 210 度37分07秒4.74メートルの地点

⑨6点は、⑨5点から真北 343 度24分13秒6.10メートルの地点

ウ 面積

3,660.46平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

宇和島市遊子2009番11から同遊子2272番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の①点から⑦3点までを順次直線で結んだ線及び⑦3点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子2009番2地先の市道に設置された金属錐）は、北緯33度12分26秒、東経132度27分42秒の地点

①点は、基点から真北 146 度50分29秒33.08メートルの地点

②点は、①点から真北 169 度34分20秒81.30メートルの地点

③点は、②点から真北 228 度40分25秒60.56メー

ルの地点

④点は、③点から真北 303 度14分51秒55.33メートルの地点

⑤点は、④点から真北 320 度24分23秒29.50メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 296 度27分10秒56.63メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 282 度34分27秒148.33メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 237 度16分41秒119.50メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 240 度24分52秒39.16メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 298 度17分39秒27.99メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 323 度16分10秒11.07メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 2 度57分51秒9.45メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北11度02分50秒4.62メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北20度27分48秒5.83メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北23度37分13秒7.03メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北28度11分35秒5.00メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北28度54分42秒9.54メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北27度53分53秒9.74メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北30度56分06秒3.48メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北37度53分32秒13.11メートルの地点

㉑点は、㉑点から真北41度32分30秒3.09メートルの地点

㉒点は、㉒点から真北47度07分51秒8.66メートルの地点

㉓点は、㉓点から真北48度40分30秒6.24メートルの地点

㉔点は、㉔点から真北57度07分11秒4.42メートルの地点

㉕点は、㉕点から真北53度27分37秒8.62メートルの地点

㉖点は、㉖点から真北46度43分20秒7.28メートルの地点

㉗点は、㉗点から真北45度51分15秒5.17メートルの地点

㉘点は、㉘点から真北45度16分10秒11.47メートルの地点

㉙点は、㉙点から真北44度30分54秒10.40メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北50度42分55秒 13.57メートルの地点
 ⑪点は、⑩点から真北52度07分08秒5.83メートルの地点
 ⑫点は、⑪点から真北69度52分40秒3.80メートルの地点
 ⑬点は、⑫点から真北86度39分34秒5.40メートルの地点
 ⑭点は、⑬点から真北93度38分24秒 14.98メートルの地点
 ⑮点は、⑭点から真北95度31分49秒 13.14メートルの地点
 ⑯点は、⑮点から真北95度37分40秒2.63メートルの地点
 ⑰点は、⑯点から真北85度14分42秒3.88メートルの地点
 ⑱点は、⑰点から真北70度48分40秒 32.52メートルの地点
 ⑲点は、⑱点から真北63度56分35秒6.53メートルの地点
 ⑳点は、⑲点から真北49度00分46秒 27.46メートルの地点
 ㉑点は、㉑点から真北48度22分38秒 19.23メートルの地点
 ㉒点は、㉒点から真北54度45分21秒4.67メートルの地点
 ㉓点は、㉓点から真北62度16分26秒 10.88メートルの地点
 ㉔点は、㉔点から真北63度37分12秒9.95メートルの地点
 ㉕点は、㉕点から真北68度09分14秒 12.60メートルの地点
 ㉖点は、㉖点から真北74度22分41秒3.71メートルの地点
 ㉗点は、㉗点から真北88度49分07秒2.72メートルの地点
 ㉘点は、㉘点から真北 111 度33分47秒4.69メートルの地点
 ㉙点は、㉙点から真北 135 度07分27秒4.79メートルの地点
 ㊱点は、㊱点から真北 126 度41分46秒 19.10メートルの地点
 ㊲点は、㊲点から真北 127 度51分10秒 12.33メートルの地点
 ㊳点は、㊳点から真北 125 度37分01秒 11.79メートルの地点
 ㊴点は、㊴点から真北 114 度39分18秒8.66メートルの地点
 ㊵点は、㊵点から真北 115 度47分59秒8.37メートルの地点
 ㊶点は、㊶点から真北 107 度34分05秒5.36メートルの地点
 ㊷点は、㊷点から真北96度10分16秒3.71メートルの

地点

㊸点は、㊸点から真北92度00分35秒4.56メートルの地点
 ㊹点は、㊹点から真北83度07分11秒3.03メートルの地点
 ㊺点は、㊺点から真北78度22分57秒 14.77メートルの地点
 ㊻点は、㊻点から真北85度45分19秒 22.95メートルの地点
 ㊼点は、㊼点から真北89度43分17秒3.55メートルの地点
 ㊽点は、㊽点から真北96度59分19秒2.97メートルの地点
 ㊾点は、㊾点から真北 106 度16分49秒7.09メートルの地点
 ㊿点は、㊿点から真北 116 度33分10秒 10.81メートルの地点
 ㊱点は、㊱点から真北 121 度04分44秒4.62メートルの地点
 ㊲点は、㊲点から真北 121 度40分32秒6.19メートルの地点
 ㊳点は、㊳点から真北 127 度18分59秒4.48メートルの地点
 ㊴点は、㊴点から真北 131 度39分15秒 12.92メートルの地点
 ㊵点は、㊵点から真北 130 度45分03秒8.81メートルの地点
 ㊶点は、㊶点から真北 121 度48分40秒 15.20メートルの地点
 ㊷点は、㊷点から真北98度16分47秒7.53メートルの地点
 ㊸点は、㊸点から真北 201 度13分29秒5.50メートルの地点
 ㊹点は、㊹点から真北 132 度10分59秒4.87メートルの地点

ウ 面積

50,121.24平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 2,570平方メートル

漁港施設用地 約 1,090平方メートル

4 出願年月日

平成16年 3月26日

○愛媛県告示第1010号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 作業種類 | 基本測量（電子基準点測量） |
| 2 作業期間 | 平成15年 5月 7日から
平成16年 3月31日まで |
| 3 作業地域 | 宇和島市、大洲市 |

○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大西波止浜港線	越智郡大西町大字大井浜154番1地先から 同大字152番地先まで	平成16年 4月30日 11:00

○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山西256番3から 同大字西259番7まで	旧	メートル 6.7~7.0	キロメートル 0.022	
			新	11.8~12.6	0.022	

○愛媛県告示第1013号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1014号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市

○愛媛県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局丹土（開）第2号 平成16年 4月15日	東予市北条477番2	東予市三津屋東8番3 大久保 宗 容 大久保 かおり
16八局建第141号 平成16年 4月21日	八幡浜市201番、251番1ないし251番33及び201番地先里道	八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市土地開発公社 理事長 高橋 英吾

○愛媛県告示第1017号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予市下吾川字南西原1740番1

- 2 申請人の住所氏名
伊予郡松前町上高柳 623 番地 1
はなまる宅建
代表者 津本 佳辰
伊予市下吾川 947 番地 1
株式会社伊予ブルドーザー建設
代表取締役 今岡 満州太郎
- 3 図面省略

- 平成16年 4月30日
愛媛県知事 加 戸 守 行
- 1 道路の位置
伊予市下吾川字南西原1652番
 - 2 申請人の住所氏名
伊予郡松前町上高柳 623 番地 1
はなまる宅建
代表者 津本 佳辰
伊予市下吾川 947 番地 1
株式会社伊予ブルドーザー建設
代表取締役 今岡 満州太郎
 - 3 図面省略

○愛媛県告示第1018号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 4月21日	特定非営利活動法人アクティブボランティアセンター阿蔵の森	岡 西 利 雄	愛媛県大洲市若宮927番地 1	この法人は、高齢者や障害者に対して多様な支援活動を展開するとともに、利用者の個性を大切にした訪問介護・グループホーム等の在宅介護事業を行う。又、地域環境の保全及び浄化活動に取り組み、住民が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県保育士試験の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第18条の 8 第 2 項の規定により、平成16年度愛媛県保育士試験を次のとおり実施する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験期日
 - (1) 筆記試験の試験日
平成16年 8月 4日（水）及び 5日（木）
 - (2) 実技試験の試験日
平成16年10月16日（土）
- 2 試験場所
 - (1) 筆記試験の試験場
松山市持田町三丁目 8 番15号
愛媛県総合社会福祉会館
 - (2) 実技試験の試験場
松山市御幸二丁目 3 番41号
愛媛県立保育専門学校
- 3 受験申請書の提出期間
平成16年 5月17日（月）から28日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験申請書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

○公 告

改良普及員資格試験の実施について

愛媛県改良普及員資格試験条例（昭和38年愛媛県条例第38号）第 1 条の規定に基づき、平成16年度改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成16年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の実施期日
平成16年 8月 5日（木）及び 6日（金）
- 2 試験の場所
松山市一番町 4 丁目 4 番地 2
愛媛県庁第二別館会議室
- 3 受験願書の受付期間
平成16年 5月 7日（金）から 6月 7日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町 4 丁目 4 番地 2
愛媛県農林水産部農業振興局農業経営課

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 143

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項職の欄中「技術監」の下に「事業管理統括監 危機管理監」を、「循環型社会推進監」の下に「事業管理監」を、「守衛係長」の下に「財政企画係長」を加え、同部出先機関の項地方局本局の目同欄中「企画広報・しまなみ係長」の下に「担当係長（調整管理係に属するもののうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。）」を加え、同項地方局土木事務所の目同欄中「課長」の下に「課長補佐」を加え、同項地方局中央保健所の目同欄中「所長 課長」を「所長 技幹 課長」に改め、同項愛媛整肢療護園の目同欄中「園長」の下に「副園長」を加え、同項保育専門学校の目の次に次のように加える。

医療技術大学	学長	事務局長	学部長	課長	地域
	交流センター長	図書館長			

別表知事部局の部出先機関の項伊予三島看護専門学校の目同欄の欄中「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校」に改め、同表出納事務所の部職の欄中「主事」を「主任」に改め、同表教育委員会の部事務所の項本庁の目同欄中「調整管理係長 政策・予算係長」を「総務係長 予算係長 企画調整係長」に、「調整管理係に」を「総務係に」に改め、同項教育事務所の目同欄中「分室長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による直接請求（愛媛県議会議員四国中央市選挙区、同西予市選挙区及び同西宇和郡選挙区の議員の解職請求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年4月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
四国中央市	76,879	25,627
西予市	38,898	12,966
西宇和郡	20,071	6,691

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成16年4月30日

愛媛県公営企業管理者 和氣 政 次

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員公舎」の下に「職員アパート及び職員寮（以下「職員公舎等」という。）」を加え、同条第3項及び第4項中「職員公舎」を「職員公舎等」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 職員公舎等にエアコンディショナー等の冷暖房装置が設置されている場合においては、1台1月につき1,500円を加算するものとする。ただし、入居者が自ら冷暖房装置を設置した場合においては、この限りでない。

6 職員寮の1室に職員2人が居住する場合においては、当該室の使用料の月額を2で除して得た額を1人1月当たりの使用料の額とする。

別表第1職員公舎の項公舎の種類欄中「職員公舎」を「職員公舎等」に改め、同項延べ面積（当該公舎に附属する別むねの物置舎等がある場合は、その延べ面積を除く。）の欄中「65平方メートル」を「70平方メートル」に改め、同項基準使用料の額の欄中「202円」を「330円」に、「253円」を「414円」に、「311円」を「508円」に、「371円」を「605円」に、「472円」を「769円」に改め、同表職員アパートの項及び職員寮の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

構造	年数	金 額				
		55平方メートル未満	55平方メートル以上70平方メートル未満	70平方メートル以上80平方メートル未満	80平方メートル以上100平方メートル未満	100平方メートル以上
木造	5年	106円	132円	151円	179円	226円
	10年	169円	207円	240円	285円	360円
	15年	206円	253円	292円	348円	440円
	20年	248円	311円	361円	429円	552円
	25年	276円	341円	403円	486円	609円
	30年	283円	364円	443円	534円	671円
組積造	5年	72円	89円	102円	121円	153円
	10年	130円	159円	183円	218円	276円
	15年	168円	207円	238円	284円	358円
	20年	196円	242円	279円	331円	419円
	25年	212円	262円	302円	359円	454円
	30年	232円	286円	329円	390円	495円
鉄骨鉄筋	5年	54円	67円	77円	91円	115円
	10年	97円	119円	137円	163円	206円

コ	15年	131円	160円	184円	219円	277円
ク	20年	157円	193円	221円	263円	333円
リ	25年	177円	218円	250円	297円	376円
ー	30年	194円	238円	273円	324円	410円
ト	35年	206円	253円	291円	345円	437円
造	40年	216円	265円	305円	362円	458円
及	45年	222円	272円	313円	371円	470円
び	50年	251円	309円	355円	421円	533円
鉄						
筋						
コ						
ン						
ク						
リ						
ー						
ト						
造						

注1 年数は、建築後の経過年数とする。

2 年数の算定基準日は、平成16年4月1日とする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県公営企業公舎貸与規程(以下「新貸与規程」という。)第7条第1項から第4項までの規定によって算定した職員公舎及び職員アパート(以下「職員公舎等」という。)の使用料の額(以下「新使用料」という。)が、改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した職員公舎等の使用料の額(以下「旧使用料」という。)を下回るときは、職員公舎等の使用料の額は、当分の間、旧使用料に新貸与規程第7条第5項の規定を適用して算定した額とする。

3 この管理規程の施行の日から平成19年3月31日までの間における職員公舎等の使用料の額は、新使用料が旧使用料を超えるときは、新貸与規程第7条第1項から第4項までの規定にかかわらず、新使用料から当該超える額の2分の1に相当する額を控除して得た額に同条第5項の規定を適用して算定した額とする。